

## 令和2年度 潮来小学校いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行された。

潮来小学校いじめ防止基本方針は、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

### 1 いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第二条より）

「①児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と②一定の人的関係にある他の児童等が行う③心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が④心身の苦痛を感じているもの」とする。

- ① 児童が児童に対して行う行為（どちらも児童）
- ② 例えば、友達、級友、先輩、後輩
- ③ 例えば、仲間はずれ、集団による無視
- ④ 例えば イヤ、痛い

### 2 いじめの主な態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
  - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ・金品をたかられる。
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいなことをされる。
- ☆ 暴言 → イヤ = いじめ

### 3 いじめに対する基本認識

「いじめは、人として決して許されない行為である。」しかし、「どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得る。」という認識をもつ。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に対処する。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

### 4 めざす学校像

- 笑顔輝く活力ある学校
- 安心安全できれいな学校
- 礼儀正しい学校
- 夢と誇りのもてる学校

### 5 めざす児童像

- 自ら学ぶ子
- 思いやりがある子
- たくましい子
- 郷土を愛する子

### 6 めざす教師像

- 指導力のある教師
- 温かさのある教師
- 常に児童とともにある教師

## 7 校内組織

- ・校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とする。
- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教員が共有するようにする。

## 8 未然防止

学校は、児童一人一人がのびやかに成長発達できる環境をつくり、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開すると共に、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

<児童に対して>

- ・全ての教育活動をとおして、児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら対処していく力を発揮できる集団づくりに努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できる体制を整えることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。
- ・見て見ぬふりをすることや傍観者も「いじめ」をしていることにつながることを指導する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童及び保護者に対して、情報モラル教育等必要な啓発活動を行う。

<教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生き生きとする授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を担任が抱え込まないで、いじめ防止対策委員会で協議する。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・児童代表委員会からの呼びかけや標語づくりなど、児童がいじめについて考える機会を作る。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の対処には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、PTA総会、学校評議員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員、安全見守り隊等の関係機関との連携を図る。

## 9 早期発見

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知していく。学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。教頭を、保護者・地域の相談窓口とする。

- ・児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- ・「いじめをなくすための時間」(月1回)、定期的なアンケート調査(月1回)や教育相談(学期1回)の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

## 10 いじめに対する措置（早期対応）

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する対応を目指す。また、いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともにいじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に対応することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

### ① いじめに係る行為の対応

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

### ② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

- ・ いじめを受けた児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ・ いじめを行った児童には、その行為が誤ったものであることを理解させ、反省させると共に、いじめをするに至った背景事情を解消する支援を行う。
- ・ 学級担任等が抱え込むことのないように、いじめ防止対策委員会を中心に学校全体で組織的に対応する。
- ・ 必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を求める。
- ・ いじめを受けた児童といじめを行った児童への教育的観点や当事者の意向に配慮し慎重に対処する。
- ・ 懲戒はあくまでも最後の手段として慎重に運用する。
- ・ 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- ・ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

## 11 重大事態発生時

### (1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

- 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
- 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

- ・ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査に当たる。

### (2) 重大事態の報告

※いじめであるか否かの調査はチームで行い、判断は1個人で行うのではなく、組織で判断する。また、重大事態であるか否かは、教育委員会が判断する。

- ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられたときは、他の業務に優先して対応する。
- ・ いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つこと。
- ・ いじめと「認知」した場合、速やかに教育委員会に報告し、協力を求める。
- ・ いじめられても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、表面的・形成的に判断することなく、様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

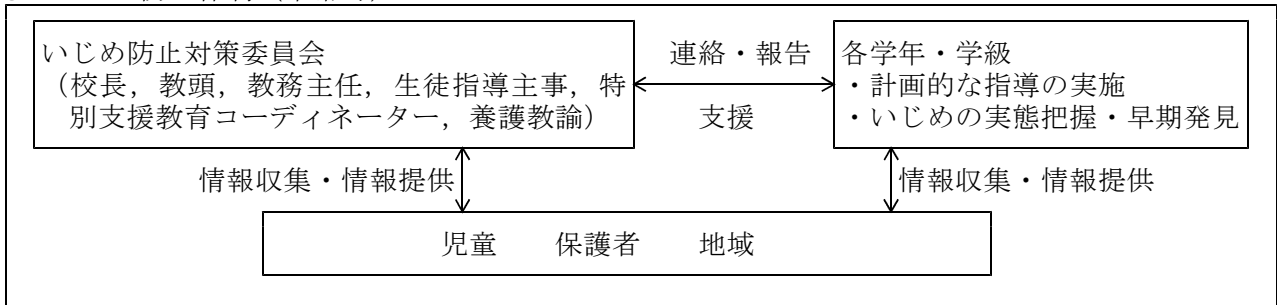
### (3) 重大事態の調査

- ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ・ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

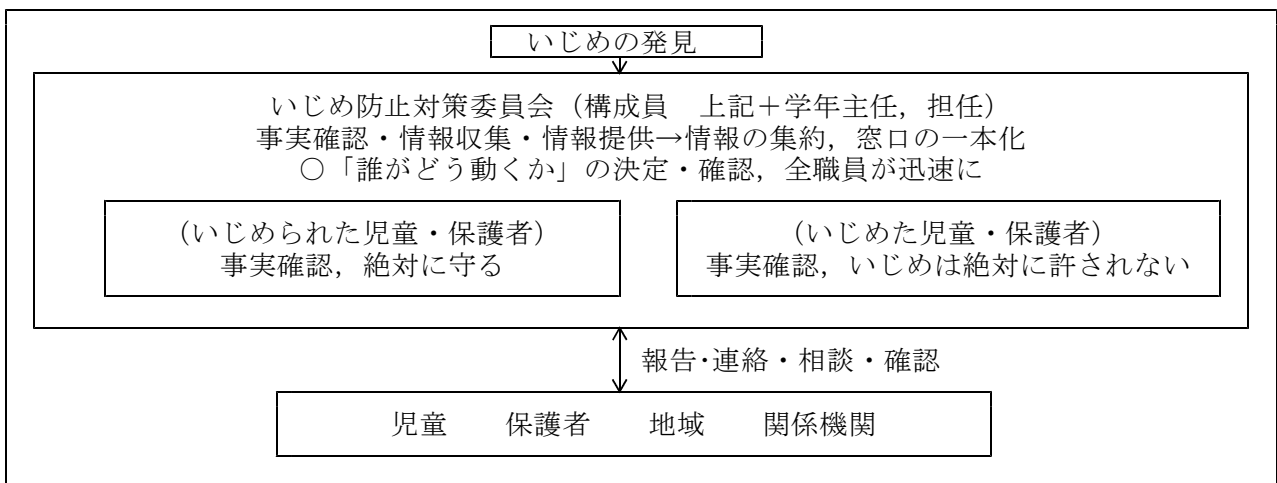
12 評価

- ・学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

○ いじめ防止体制（平常時）



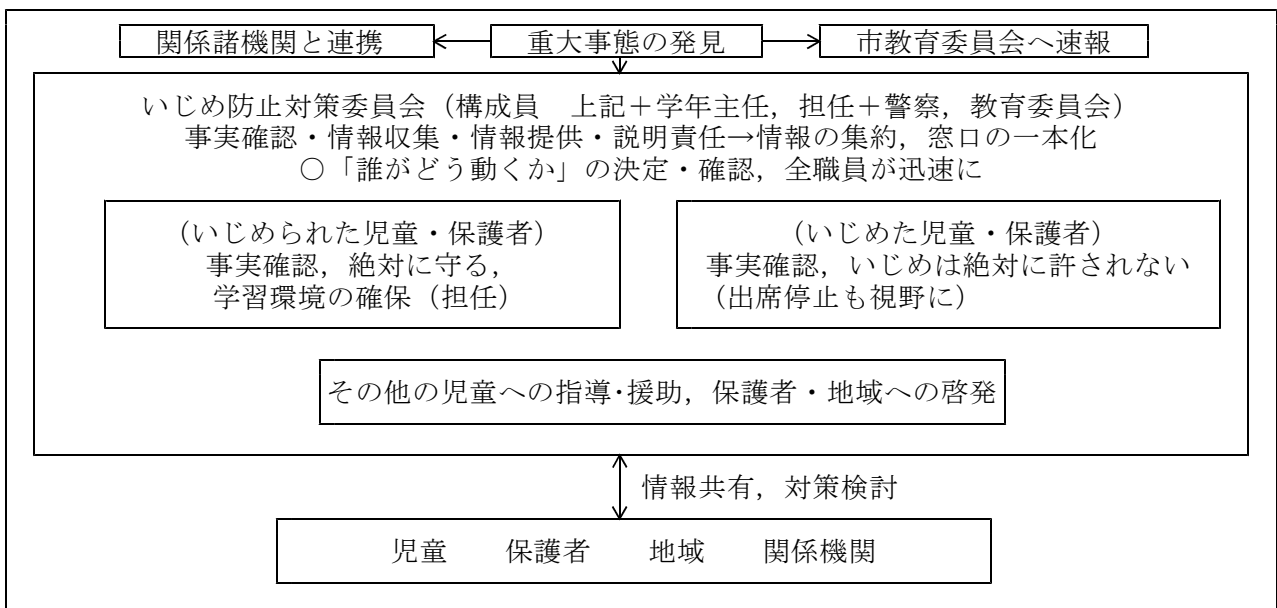
○ いじめ防止体制（いじめ発生時）



◎ いじめの対応（継続して情報交換・援助）

◎ 事後観察・支援の継続（日常観察）

○ いじめ防止体制（重大事態発生時）



◎ 報道等への対応（教育委員会との連携）

◎ 事後観察・支援の継続（ケア等日常観察・関係機関等との連携）